

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 愛和（以下「法人」という。）の役員に関する事項を定める。

(報酬額)

第2条 役員報酬は、勤務実態のある役員についてのみ支給することとし、次の通りとする。

理事	月額 250,000円
----	-------------

(支給日)

第3条 役員報酬は、毎月5日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に当月分を支払う。

(改正)

第4条 この規定の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規則は、平成29年6月8日より施行する。